

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）の公布による。

## 立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年立川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(外国旅行の旅費) 第7条の2 外国旅行の旅費は、第6条及び第13条から第17条までの規定にかかるわらず、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「令」という。）</u> 第5条から第11条まで及び第15条の規定を準用する。	(外国旅行の旅費) 第7条の2 外国旅行の旅費は、第6条及び第13条から第17条までの規定にかかるわらず、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）</u> 第32条から第34条まで及び第39条の2の規定を準用する。 <u>この場合において、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第1の定額による。</u>
2 鉄道賃、船賃、航空賃の額は、 <u>令に規定する職務の級が7級の者に相当する額を上限として実費額を支給する。</u>	2 鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃及び旅行雑費の額は、法に規定する7級の職務にある者に相当する額を上限として実費額を支給する。</u>
(車賃) 第15条 車賃の額は、 <u>別表の定額による。</u> ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。	(車賃) 第15条 車賃の額は、 <u>別表第2の定額による。</u> ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。
2～4 .....略.....	2～4 .....略.....
(旅行雑費) 第16条 旅行雑費の額は、 <u>別表の定額による。</u>	(旅行雑費) 第16条 旅行雑費の額は、 <u>別表第2の定額による。</u>
(宿泊料) 第17条 宿泊料の定額は、 <u>別表による。</u>	(宿泊料) 第17条 宿泊料の定額は、 <u>別表第2による。</u>
(移転料) 第18条 移転料の額は、次の各号に掲げる額の範囲内の実費額による。 (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた <u>別表の額</u>	(移転料) 第18条 移転料の額は、次の各号に掲げる額の範囲内の実費額による。 (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた <u>別表第2の額</u>

(2)及び(3) .....略.....

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表の額が、職員が赴任した際の移転料の別表の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の別表の額を基礎として計算する。

3 .....略.....

(着後手当)

第19条 着後手当の額は、別表の旅行雑費定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(2)及び(3) .....略.....

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表第2の額が、職員が赴任した際の移転料の別表第2の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の別表第2の額を基礎として計算する。

3 .....略.....

(着後手当)

第19条 着後手当の額は、別表第2の旅行雑費定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

別表第1 (第7条の2関係)

区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
指定都市	7,200円	22,500円を上限とした実費額	6,700円を上限とした実費額
甲地方	6,200円	18,800円を上限とした実費額	
乙地方	5,000円	15,100円を上限とした実費額	
丙地方	4,500円	13,500円を上限とした実費額	

備考

別表 (第15条—第19条関係)

(1) 車賃、旅行雑費及び宿泊料

車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)
.....略.....	.....略.....	.....略.....

(2) .....略.....

備考 .....略.....

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

1 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

2 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）で定める地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

別表第2 (第15条—第19条関係)

(1) 車賃、旅行雑費及び宿泊料

車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)
.....略.....	.....略.....	.....略.....

(2) .....略.....

備考 .....略.....